

# 「農地制度のあり方について」（地方六団体提言）（平成26年7月） に対する農林水産省の考え方（平成26年8月）に係る地方三団体の再意見（平成26年9月）について

## 地方三団体の再意見

### 1 農地の総量確保（マクロ管理）の仕組みについて

（現在の目標設定の仕組みに対する基本的な認識について）

- 農地確保の実効性を上げ、農地の総量確保の目標を達成するためにも、現場の実情を踏まえた仕組みに転換することが不可欠。農林水産省として、現行の仕組みを具体的にどのように変える考えであるのか示すべき。

（国が必要と考える目標が確保されるかとの懸念について）

- 地方六団体提言は、市町村が主体的に設定した目標の積み上げをそのまま国の目標にすることを求めているものではなく、国と地方が十分に議論を尽くし、調整を行う枠組であり、食料自給率目標を達成するために必要な農地の確保という観点にも十分に適合。

## 農林水産省の考え方

- 現行制度では、国の基本指針の策定に当たり、都道府県の目標面積の設定基準について、都道府県知事の意見を聴くこととしているが、
  - ① 都道府県の目標面積の設定基準（案）に加えて、国の目標面積（案）を都道府県に提示し、
  - ② 都道府県を通じ市町村からも意見を聴き、
  - ③ 都道府県と調整を図った上で、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定することとする方向で検討。
- 国の目標面積の達成に向けて、毎年行っている目標面積の達成状況の把握・公表に加え、「国と地方の協議の場」の活用などにより、国と地方が一体となって取り組むことを検討。

1

## 地方三団体の再意見

### 1 農地の総量確保（マクロ管理）の仕組みについて

（国が必要と考える目標が確保されるかとの懸念について）

- 農用地区域の設定は、法令に則って実施するものであり、「地権者や進出企業の意向」に左右されるものではなく、このことを理由として目標面積が積み上がらないおそれがあるとの懸念はあたらない。

## 農林水産省の考え方

- 農用地区域の設定は、法令に則って実施するものであることは御指摘のとおりであるが、その際、自治体の判断で開発需要を見込むことも可能であり、地権者や進出企業の意向や自治体の開発期待の反映により、開発需要を過大に見込んだ目標面積が設定されるおそれ。

〔 国の基本指針で定める都道府県の目標面積の設定基準により、「都道府県において独自に考慮すべき事由」によるものとして面積を増減させることも可能。 〕

- なお、前回の基本方針の見直しの際には、市町村からの開発要望面積を基に目標面積を設定しようとした県があったが、その際、開発需要を過大に見込み、農用地区域面積の9割以上が減少する案を提示した市町村も見受けられたところ。

## 地方三団体の再意見

### 1 農地の総量確保（マクロ管理）の仕組みについて

（目標を達成するための具体的な担保措置が明確でないとの懸念について）

- 地方六団体提言では、現行制度による担保措置（達成状況の公表、是正の要求等）に加えて、
  - 国、都道府県、市町村それぞれのレベルで「実行計画」を策定すること
  - 実行計画の実施とそれによる農地確保の状況については、事後に専門家で構成される「第三者機関による評価」を行い、その結果は議会、農業関係者等にも広く周知し、その後の施策や実行計画に反映させることを提案しており、具体的な担保措置は明確であり、現行制度よりも実効性のある目標管理になっている。

## 農林水産省の考え方

- 農用地区域への編入、耕作放棄地の発生抑制・再生については、「第三者機関による評価」等が有効な面もあると考えられることから、地方の意見も聴きながら、その導入について検討することが可能。
- 一方、転用による農地のかい廃については、仮に農地を復元しようとするれば相当の困難を伴うことから、第三者機関の評価による事後的な措置では、優良農地の保全のための担保措置としては不十分。

3

## 地方三団体の再意見

### 2 農地転用許可制度等の見直しについて

（国と地方の役割分担に関する基本的な認識について）

- 都市計画決定の多く（約8割）は市町村決定になっており、都市計画制度と対比すれば、国と地方の役割分担において、農地制度は個別の土地利用の許可について未だに国に権限を残している点が課題。

- 地方六団体提言において、4ha超に係る大臣許可、2ha超4ha以下に係る大臣協議を廃止し、市町村に権限移譲すべきとしていることに対して、農林水産省として今後、どのように地方分権を進める考えであるのか示すべき。

## 農林水産省の考え方

- 都市計画の根幹である都市計画区域の指定、都市計画マスタープラン、区域区分の決定等については、一部の政令指定都市等を除き、基本的には都道府県が担っているところ。
- 農地転用許可についても件数では99.9%、面積では96.4%が都道府県によるもの（4ha以下）となっており、周辺農地への影響の大きさ等から必要なもののみを国が判断。
- 農地転用許可事務の実施主体や国の関与等の在り方については、平成21年の農地法改正の附則や昨年12月の閣議決定（「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」）を踏まえ、食料・農業・農村基本計画の見直しにおける食料自給率目標や農地面積の見直しに関する検討等と併せて検討しているところ。

4

地方三団体の再意見	農林水産省の考え方
<p><b>2 農地転用許可制度等の見直しについて</b></p> <p>(客観的に見て十分な担保措置がとり得るかとの懸念について)</p> <p>○ 地方六団体提言は、「客観的に見て十分な担保措置」かつ「農地転用許可制度等の適正な執行により、現存する優良農地をいかに保全するかという視点」を取り入れた仕組みであり、第9回農地・農村部会で構成員から指摘のあった「抑止効果」のある制度設計である。</p>	<p>○ 地方六団体提言では、国と地方の協議の場を通じた転用基準の明確化や、農業委員会の機能の強化、第三者機関による評価等が担保措置として挙げられているが、その効果は不明確。特に、第三者機関による評価は、農地転用が行われた後の事後的な措置であり、一度転用によりかい廃された農地を復元させることには相当の困難を伴うことから、優良農地の保全のための担保措置としては不十分。</p>
<p>(現場との距離への懸念について)</p> <p>○ 有形無形の開発圧力は現場との距離に関係なく生じるものであり、市町村は現場に近いから許可権者として不適切であるという論は根拠がない。</p>	<p>○ 有形無形の開発圧力は現場との距離に関係なく生じるものであることは御指摘のとおりであるが、地権者や開発業者からの圧力に直接晒されるという点で、市町村は国や都道府県とは異なると考えているところ。</p>

地方三団体の再意見	農林水産省の考え方
<p><b>2 農地転用許可制度等の見直しについて</b></p> <p>(現場との距離への懸念について)</p> <p>○ 現場と距離がある許可権者であるが故に必要な以上に事務処理に時間を要し、弊害となっていることについては、いくつかの支障事例からも明らか。</p>	<p>○ 農林水産省で支障事例として示された事案を推測し、内容を確認したところ、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 個別の農地転用許可では基準を満たさない中で調整の継続を求められているものや、</li> <li>➢ 具体性はないが企業の誘致を図りたいという構想の段階から調整の期間を起算しているもの</li> </ul> <p>などがあり、必ずしも、現場と距離があるから時間を要しているとは言えない。</p>
<p>(都道府県農業会議への意見聴取手続きの見直しと規制改革実施計画との関係について)</p> <p>○ 「規制改革実施計画」(H26.6.24)に基づき都道府県農業会議が指定法人に移行するのであれば、農地転用許可に当たっての都道府県農業会議への意見聴取の義務付けは当然廃止されるべき。</p>	<p>○ 都道府県農業会議の在り方については、「規制改革実施計画」や『「日本再興戦略」改訂2014』(H26.6.24)等において、見直しを行うこととされていることから、これと併せて検討する必要。</p>

## 地方三団体の再意見

## 農林水産省の考え方

### 3 農地の確保に資する施策の必要性等について

○ 真に守るべき農地の確保のためには、農地転用許可の適正な執行はもとより、耕作放棄地の発生抑制や再生のためにも国と地方が一体となって取り組むことが必要。

○ 農地転用許可の適正な執行、耕作放棄地の発生抑制・再生のために国と地方が一体となって取り組むべきということは御指摘のとおり。